

工場増設などの設備投資等を 予定の事業者の皆様へ、 「やまなし未来ものづくり促進計 画」に基づく支援施策があります！

支援内容

- ・ 不動産取得税の減免（山梨県）
- ・ 固定資産税の減免（市町村によります）
- ・ 法人税の減免等 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
 建物等：20%特別償却、2%税額控除

要件

- ・ 構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計が1億円を超えるもの
- ・ 国により先進性が認められること

手続き

事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、県に申請
県が計画を承認

事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し、国に申請
（提出先は県）

国が「確認書」を交付
各支援制度の活用

工場の増設等をお考えの際には、まずはご相談下さい

【お問い合わせ先】

山梨県産業労働部企業立地・支援課
：055-223-1472

【参考】やまなし産業立地コミッション

<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo>